

# 第35回

## 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和2年7月27日(月)  
午後3時00分～午後4時45分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)

会 長 7番 知念 一義

委 員 1番 渡久地 真吾

2番 喜納 キミ子

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第175号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第176号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)

議案第177号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第178号 非農地証明願について

6、農業委員会事務局

事務局長 松本 一也

農地担い手支援班長 山田 健

7、会議の概要

議長 　ただ今から第35回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 　全員、出席しております。

議長 　事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

　　会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。

（異議なしの声あり）

議長 　異議がございませんので議事録署名員は1番委員と2番委員にお願いします。  
書記は事務局職員にお願いします。

　　会議についてお諮りします。

　　本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

　　異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 　議案に入ります。

議長 　報告第22号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について  
事務局より報告をお願いします。

事務局 　報告第22号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について  
上記のことについて、別紙のとおり両名の合意に基づき貸借契約を解除する  
こととしたので農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により  
農号委員会へ報告します。

1ページ目をお開き下さい。今回の報告件数は1件です。

番号1番 瀬底2259 登記、畑 面積226㎡  
　　　　　瀬底2390 登記、畑 面積727㎡  
　　　　　瀬底5582-1 登記、畑 面積1,047㎡ 合計2,000㎡

賃貸人：名護市在住A氏

賃借人：糸満市在住B氏

解約の理由：両者の合意があったため

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 　報告が終わりましたので意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
（異議なしの声あり）

　　異議なしとのことですので次に進みます。

議長 　議案第175号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
事務局より説明をお願いします。

事務局 　議案第175号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の  
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は14件です。

番号1番 北里1029 登記現況共に、畑 面積2,257㎡

利用権を設定する者:本部町在住C氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住D氏  
利用権の設定期間:7年(賃貸借)  
添付資料説明

番号2番 備瀬1968 登記現況共に、畑 面積828㎡  
利用権を設定する者:本部町在住E氏  
利用権の設定を受ける者:沖縄県農業振興公社  
利用権の設定期間:5年(賃貸借)  
添付資料説明

番号3番 備瀬1968 登記現況共に、畑 面積828㎡  
利用権を設定する者:沖縄県農業振興公社  
利用権の設定を受ける者:本部町在住F氏  
利用権の設定期間:5年(賃貸借)機構法による転貸  
添付資料説明

番号4番 備瀬1478 登記現況共に、畑 面積1,743㎡  
利用権を設定する者:本部町在住G氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)(10年間のうち2年間は無償貸借)  
添付資料説明

番号5番 備瀬1480 登記現況共に、畑 面積382㎡  
備瀬1481 登記現況共に、畑 面積445㎡ 合計827㎡  
利用権を設定する者:本部町在住I氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)(10年間のうち1年間は無償貸借)  
添付資料説明

番号6番 備瀬1975 登記現況共に、畑 面積1,823㎡  
利用権を設定する者:東村在住J氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)  
添付資料説明

番号7番 北里935 登記現況共に、畑 面積722㎡  
利用権を設定する者:東村在住L氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住K氏  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)  
添付資料説明

番号8番 備瀬1675 登記現況共に、畑 面積1,020㎡  
備瀬1676 登記現況共に、畑 面積606㎡ 合計1,626㎡  
利用権を設定する者:本部町在住M氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住N氏  
利用権の設定期間:5年(賃貸借)  
添付資料説明

番号9番 備瀬1496 登記現況共に、畑 面積2,788㎡  
利用権を設定する者:本部町在住O氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住P氏  
利用権の設定期間:15年(賃貸借)再設定  
添付資料説明

番号10番 備瀬1384 登記現況共に、畑 面積927㎡  
利用権を設定する者:本部町在住Q氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住P氏

利用権の設定期間:10年(賃貸借)再設定  
添付資料説明

番号11番 新里655 登記現況共に、畑 面積509㎡  
利用権を設定する者:本部町在住R氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住S氏  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)  
添付資料説明

番号12番 新里672-1 登記現況共に、畑 面積411㎡  
利用権を設定する者:宜野湾市在住T氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住S氏  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)  
添付資料説明

番号13番 新里462 登記現況共に、畑 面積899㎡  
新里746 登記現況共に、畑 面積739㎡  
新里747 登記現況共に、畑 面積982㎡  
新里749 登記現況共に、畑 面積1,745㎡ 合計4,365㎡  
利用権を設定する者:本部町在住U氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住S氏  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)  
添付資料説明

番号14番 新里1154-b 登記現況共に、畑 面積1,650㎡  
利用権を設定する者:本部町にある農事組合V  
利用権の設定を受ける者:本部町在住W氏  
利用権の設定期間:5年(使用貸借)  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第175号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第175号は可決致します。  
次に進みます。

議長 議案第176号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第176号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 瀬底3182-3 登記、畑 面積343㎡  
譲渡人:東京都在住Y氏  
譲受人:大阪府在住Z氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:住宅建築を計画していたが、予定建築物玄関前に墓が建築された為、  
身内に反対され、計画を断念した。  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第176号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第176号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第177号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第177号 農地法第5条の規定による許可申請について上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 瀬底3182-3 登記、畑 面積343㎡

申請人:東京都在住Y氏

譲受人:大阪在住Z氏

転用目的:別荘

転用理由:別荘兼宿泊施設を建築したい。

農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

委員 事前着工などはありませんでした、また事業計画変更承認申請の議案の中であった通り近くには墓が建てられていました。

議長 補足説明が終わりました。ありがとうございます  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第177号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第177号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第178号 非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第178号 非農地証明願について上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数3件です。

番号1番 願出人:東京都在住A氏

申請農地:瀬底5782 登記、畑 面積753㎡  
申請要旨:現所有者が取得した当時(S47)から農地として使用しておらず、  
長い間雑草・雑木が繁茂している。  
所有者:神奈川県在住B氏  
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住C氏  
申請農地:浜元250 登記、畑 面積356㎡  
申請要旨:長い間放置されており、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用する事が困難である。  
所有者:東京都在住D氏  
添付資料説明

番号3番 願出人:所有者と同じ  
申請農地:備瀬1758-1 登記、畑 面積619㎡  
備瀬1785-1 登記、畑 面積881㎡ 合計1,500㎡  
申請要旨:当該地は長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。  
所有者:今帰仁村在住E氏  
添付資料説明

議長 以上で説明を終わります。  
説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

委員 番号1番は、ホテルが建築されているところの近くの農地で地盤が岩交じりのような感じで農地としての利用は難しそうな様子でした。  
番号2番は、雑木が繁茂していて、また裏手の方は絶壁になっており、農地としての利用は難しそうな様子でした。  
番号3番は、ギンネムが生えていました、地盤が岩交じりで大木が生えるような土地ではなさそうでしたが、岩が多く農地としての利用は難しいと思われます。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。  
委員からの補足をまとめるとすべて否決相当であると思われませんが、質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第178号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第178号は否決致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 16時45分

議事録署名員

1番 渡久地 真吾

2番 喜納 キミ子

本部町農業委員会会長  
会長 知念 一義